

## **[事案 29-151] 既払込保険料返還請求**

・平成 30 年 3 月 26 日 和解成立

### **<事案の概要>**

保険料を損金処理できるとの誤った説明を受けて契約したことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主な主張>**

平成 28 年 1 月に契約した終身保険について、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 募集人から、「保険料は損金で落とせる」、「経費計上している人もいるので、税理士に聞いて、もし落ちないと言われたら、言ってください」といわれたので、損金処理できると信じて本契約を締結した。
- (2) 確定申告の時期に税理士に本契約を説明したところ、税理士から「経費計上はできない」と言われ、払い込んだ保険料を損金処理できないことが分かった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は申立人に対して、「個人事業主で経費として計上している契約者もいるので、税理士に相談して確認してください」、「税理士に聞いて、もし経費として計上できないと言われたら、言ってください」と申立人に説明したが、保険料を経費とすることができると断言してはいない。
- (2) 募集人は、申立人の税理士に「申立人は個人事業主であるが、加入した保険は仕事を運営していく上で必要な経費という扱いにできないか」と伝えたところ、「申立人から経費扱いについての申出があれば処理する」旨を聞き、その旨を申立人に伝えた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。